

「父母」を詠む歌

——天平勝宝七歳の防人歌をめぐって——

阿 部 り か

は、これらの歌が相聞歌と同様の発想を有していることを意味し、防人歌の背景に悲別歌的・羈旅発思歌的傾向の存することゝを窺わせる（身崎壽氏「防人歌試論」『萬葉』八十二号）。

ところが、八十四首というまとまった数を有する天平勝宝七歳の諸国防人歌では、妹（妻）との別離を詠む歌は約三割の二十五首であるのに対して、ほぼ同数の二十四首に母あるいは父、または父母との別れが詠まれている。

（遠江国・四三三三）

諸国防人歌の冒頭に位置する遠江国防人歌中の四三三三は、『万葉代匠記』初稿本以来、次の「孝徳紀」大化五年三月条の皇太子中大兄皇子が妃の蘇我造媛の死を悲しんだ歌（一一四）との類似が指摘されてきた。

山川に鴛鴦二つ居て偶よく偶へる妹を誰か率にけむ

（孝徳紀・一一三）

本毎に花は咲けども何とかもうつくし妹がまた咲き出来ぬ

（同・一一四）

「孝徳紀」一一四は、自身では留め得なかつた妃の死を「誰

万葉集には防人関係の歌として、巻十四巻末の「防人歌」五首（三五六七〜七一）、天平勝宝七歳（七五五）二月の諸国防人歌八十四首と「昔年防人歌」八首（四四二五〜三三二）、そして三月三日における防人挨拶の宴席歌に続く「昔年相替防人歌」（四四三六）一首が収められている。

家郷を離れ、辺境警備に赴く際に詠まれた防人歌全般には「置きて行かば妹はま愛し持ちて行く梓の弓の弓束にもがも」（巻十四・三五六七）、あるいは「旅衣八重着重ねて寐のれどもなほ肌寒し妹にしあらねば」（巻二十・四三五一）といった、妹（妻）との別れが多く詠まれている。

男女が互いに別れ、一人在る状態を厭うかような歌は、防人歌のみではなく、次に掲げる家郷を離れてある旅においても見られるものであった。

草枕旅にし居れば刈り薦の乱れて妹に恋ひぬ日はなし

（羈旅発し思）巻十二・三一七六）

旅の歌において悲別の思いを詠む対象が妹（妻）であること

か率にけむ」と詠む前歌（一一三）と連動して妃との永遠の別れを慨嘆する歌となっており、庾信の「代人傷往二首」の発想と表現方法に依拠した挽歌であると解されている（内田賢徳氏「孝徳紀挽歌二首の構成と発想—庾信詩との関連を中心に—」〔萬葉〕百三十八号）。してみると、「孝徳紀」一一三の「妹」を「花」に置き換える一一四と類歌関係にある遠江国防人歌の場合も、四季折々に「季節季節の花」（『萬葉集注釋 卷第廿』・日本古典文学全集『萬葉集四』）が咲くにもかかわらず「母」にならそえた「花」が見出だせないとい詠むことによつて、母とまみえることの難しさが表現されていると推察される。

防人は、二十一才以上の男子に課せられた正丁の任であり（「戸令」三歳以下条）、その警衛は三年を期限とされていた（「軍防令」兵土上番条）。任地へ赴いたり帰郷するまでの日数はそこに含まれず、自身の食糧も負担しなければならぬ（「軍防令」賈私糧条という状況下で、生命の保障がなされるわけではなく、常に異郷で倒れ臥す危険にさらされていたのであろう）。

こうした防人等すべてが既婚者であったとは考えがたく、「父母が頭搔き撫で幸くあれと言ひし言葉せ忘れかねつる」（駿河国・四三四六）のごとく未婚と思われる者の歌もある。しかしながら、仮に妹を詠む作者が既婚者であり、父母を詠む作者が未婚者であるという極端な場合の存することを考慮したとしても、天平勝宝七歳の防人歌に父母との別れを詠む歌が採録されていることは看過することができない。

天平勝宝七歳の防人歌は、単に家を離れたために生ずる感傷的な望郷の想いを歌に託しているのみではなく、むしろ吉野裕

氏や土橋寛氏が父母の歌の存在を防人歌の特色として述べられるように、苛酷な現実に出合い、さらに極限の状態に直面した時の悲嘆を父母や妻子への慕情として詠み込んでいるものではないであろう。

二

天平勝宝七歳の諸国防人歌において、詠まれる対象と諸国間の状況を示したのが次の表である。岸俊男氏は、防人歌総数の最も多い上総国防人歌から防人集団の編成組織とその序列を再現された。氏は、上総国防人集団に国造丁（国造）く助丁く主帳丁（帳丁・主帳）く（火長）く上丁（防人）を基準とする構成が存したであろうことを推定され、その中で駿河国、常陸国、武蔵国防人歌の形態が上総国防人歌とは異なることを指摘されている（「防人考—東国と西国—」『萬葉集大成』11特殊研究）。

例えば駿河国防人歌を見ると、冒頭に位置する上丁の歌の後には助丁の歌が続く。

水鳥の立ちの急ぎに父母に物言ず来て今ぞ悔しき

（上丁有度部牛麻呂・四三三七）

豊薦牟良自が磯の離り磯の母を離れて行くが悲しき

（助丁生部道麻呂・四三三八）

慌ただしい出立を「水鳥」の飛び立つ様子に重ねる四三三七には、父母との別れも十分に尽くせず別れてきた後悔の念が「今ぞ悔しき」の句に込められる。続く四三三八では、「家郷の海岸の岩礁であろう」（新潮日本古典集成『万葉集 五』頭注）と言われる「牟良自が磯」を離れることによつて、さらに家郷

日	付	国名	掲載総歌数	対象・父母	対象・妹・妻	その他
六日	遠江国		6	3	2	1
七日	相模国		3	2	0	1
八日	〈追へ前防人悲し別之心〉作歌					
九日	〈短歌三首〉					
※ 九日	駿河国		10	8	3	7
九日	上総国		13	2	4	0
十三日	〈陳・私指撰〉					
十四日	常陸国		10	0	6	4
※ 十四日	下野国		11	4	1	7
十六日	下総国		3	3	4	4
十七日	〈短歌三首〉					
十九日	〈為へ防人情・陳し思作歌〉					
二十二日	信濃国		3	1	0	※ 2
二十三日	上野国		4	0	3	1
二十三日	〈陳・防人悲し別之情〉					
二十三日	武蔵国		12	0	4	8
二十三日	昔年防人歌		8	0	3	5

には、二月八日作の家持第一長歌に并せられた短歌三首がある。

海原を遠く渡りて年経とも子らが結べる紐とくなゆめ

(巻二十・四三三四)

今替る新防人が船出する海原の上に波なさきそね

(同・四三三五)

防人の堀江漕ぎ出る伊豆手船楫取る間なく恋は繁けむ

(同・四三三六)

それぞれに見られる「海原」「船出」「堀江」の語は、父母、妻子との別れを詠む第一長歌「葦が散る 難波の御津に 大船に 真權しじ貫き 朝なぎに 水手とのへ 夕潮に 楫引き 折り 率ひて 漕ぎ行く君は」(四三三二)と内容的に連なる。

から遠ざかり行く悲嘆を「母を離れていくが悲しさ」の句に重ねて

家郷出発時の防人と家人の別れから難波津出航時に至る防人の悲嘆は、家持の長歌及び短歌の中での主題を示す。家持長歌に続く駿河国防人歌十首の前半部において、「水鳥」「磯」を詠む冒頭二首と、四首目の四三四〇に筑紫の「水漬く白玉」が詠まれていることは、直前に存する家持の三首の短歌及び長歌中の難波津が現存する序列に反映されたためであるといえよう。

これら「水鳥」や「磯」といった句を持つ、駿河国防人歌冒頭二首の直前

またもう一箇国の常陸国防人歌の場合は、序列自体が上総国のそれと逆行している。常陸国防人歌全体の最終歌は倭文部可良麻呂の長歌(四三七二)となるのに対して、最終短歌はその前の助丁占部廣方の歌(四三七一)であり、逆に冒頭には最下級の防人の歌がある。

つ、駿河国防人歌冒頭二首の直前

難波津に御船下る据ゑ八十楯貫き今は漕ぎぬと妹に告げこそ
防人に立たむ騒ぎに家の妹が業るべきことを言はず来ぬかも
おしてるや難波の津ゆり船装ひ我は漕ぎぬと妹に告ぎこそ
常陸さし行かむ雁もが我が恋を記して付けて妹に知らせむ

(信太郡物部道足 同・四三六五)

(同・四三六六)

難波津から筑紫へ向けて出発せんとする有様が、一首目の「今は漕ぎぬと妹に告げこそ」に対して三首目の「我は漕ぎぬと妹に告ぎこそ」というように、呼应しながら具体的に記されていく。また防人としての出立を「妹に言はず来ぬかも」と後悔する二首目に対して、四首目では妹のもとへ言付けける手段の無い無念さを詠むことにより、四三六三と四三六五、四三六四と四

三六六の四首中、二組ずつに対応関係を見ることができ。

かように難波津を詠む歌は、常陸国防人歌総数十首の中でも冒頭の四首のみとなる。そして先の駿河国防人歌の場合同様、難波津出航時の様子は直前に存する家持長歌「陳私拙懐」一首

(四三六〇～六二)にも詠み込まれていることが注目される。

家持の第二長歌「陳私拙懐」一首は、「天皇の遠き御世にもおしける 難波の国に 天の下 知らしめしき」という讚美の常套句から始められ、難波の地が宮都であることを提示する。さらに「うち靡く 春の始めは 八千草の 花咲きにほひ

山見れば 見のともしく 川見れば 見のさややく」の句は、

難波に結集した防人の賑々しさを通して繁栄した難波宮を治め、

ひいては大和を統治する聖武天皇への讚歌を形づくっている(伊藤博氏「防人歌群」『萬葉集の歌群と配列 下』第七章第五節

三)。続く短歌でも「難波の海おしける宮にきこしめすなへ」(四

三六一)「葦が散る難波に年は経ぬべく思ほゆ」(四三六二)と

詠まれるところから、難波津の景とその地の讚美は直後の常陸

国防人歌の冒頭に直結していることが知られる。したがって仮

に、常陸国防人歌が防人集団の構成順序に従い「橘の下吹く風

のかぐはしき筑波の山を恋ひずあらめかも」(四三七一)という

助丁の歌から始まるとしても、それは常陸国の風物を詠むこと

に適うにせよ、直前の家持歌との関係において連続することに

はならないであらう。

岸氏が不審を示された常陸国・駿河国防人歌が、かように基準とされる上総国防人歌と異なる序列を持つていることは、編者と推定される家持が手にした防人歌の配列を若干換え、自己

の長歌と防人歌との間の断絶感を緩和させんがための方策であったと考えられる。

三

岸氏が指摘された武蔵国はさらに異なった形で掲載されている。この防人歌の冒頭に位置する女の歌を外して男の歌のみを見ると、「助丁―主帳―上丁」の順となり、基準とする上総国の序列に等しい。ところが武蔵国防人歌は、女の歌一首が冒頭を飾るだけではなく、他の国には見られない妻の歌が存し、とりわけそれらが二首一組で掲げられているという特色がある。

四四一三 女 四四一五 男 四四一七 女

四四一四 男 四四一六 女 四四一八 男

四四一九 男 四四二一 男 四四二三 男

四四二〇 女 四四二二 女 四四二四 女

組合せたものは、四四一五(主帳荏原郡物部歳徳)と四四一六(妻椋椅部刀自賣)のごとく夫婦の歌となっている。一首目で夫が「家なる妹をまた見てももや」(四四一五)と詠むのに対して、二首目で妻が「家なる我は紐解かず寝む」(四四一六)と対応する。あるいは「家ろには葦火焚けども」(四四一九)と詠んで我が家を想起する男の歌には、「草枕旅の丸寝の」(四四二〇)のごとく旅の辛さを思い遣る妻の歌が続く。さらに埼玉郡の上丁藤原部等母麻呂の「袖ふらば家なる妹はさやに見むかも」

(四四二二)には、妻物部刀自賣の「色深く背なが衣は染めま
しを」(四四二四)が呼応し、それぞれの歌が内容上の対応関係
を示していることが知られる。

これらに対して、冒頭と三組目の歌は各々の配偶者のものでは
なく、他の歌が「男」「女」の順に並べられるのは異なり「女」
「男」の順となっている。第一組の一首目に見られる「背ろが
罷き来む月の知らなくに」(四四一三)は、夫の帰郷がいつにな
るとも知れぬことを嘆く「上丁那珂郡檢前舍人石前之妻大伴部
真足女」の歌であり、続いて難波津からの航行に対して「真子
が手離り島伝ひ行く」(四四一四)という「助丁秩父郡大伴部小
歳」の不安が詠まれている。また三組目では「豊島郡上丁
棕椅荒虫之妻宇遲部黒女」が防人の行路を案じて「多摩の横山
徒歩ゆか遣らむ」(四四一七)と詠み、「荏原郡上丁物部廣足」
が椿の花を女性に譬え、「まこと汝れ我が手触れなな地に落ちも
かも」(四四一八)と表現することで、自分の想い人が留守中に
他人のものになってしまう懸念を示している(新潮日本古典集
成『萬葉集五』頭注)。

武蔵国防人歌の四首は、家郷から難波までの途上、そして難
波津へという時間の流れに従って掲載することも可能であった
はずである。しかるに順序に従わないのは、一組目と三組目の
四首を夫婦の歌に限らずとも、男女の歌として組合せようとす
る意図が働いたためではあるまいか。

この左注には防人歌二十首の進上が記されているものの、掲
載されているのは十二首であり、八首が拙劣歌として排除され
ている。してみると、夫婦としての組合せが為されていない一

組目及び三組目の場合も、それぞれの妻や夫の歌を拙劣歌とし
て除去し、男女を組合せたことよって「女・男」という配列
が生じているものと推察される。

また武蔵国防人歌に続く「昔年防人歌」八首にも、防人の歌
と共に妹(妻)が防人を思う歌が詠まれている。

防人に行くは誰が背と問ふ人を見るが羨しき物思ひもせず
(四四二五)

家の妹ろ我を偲ふらし真結ひに結ひし紐の解くらく思へば
(四四二七)

前歌が家郷で待つ女の歌であるのに対して、二首目は旅上に
ある男が家郷の妹を思った歌となっている。諸国防人歌全般に
見られる男の歌のみではなく、女の歌も含めて掲載されている
ことは、先の武蔵国防人歌と同様である。「昔年」という漠然と
した時間のみを示す歌々が、時間の判明する作品の後に続く形
は、家持の歌日記的歌巻である巻十七から巻二十に多く見られ
た(伊藤博氏「万葉集末四巻歌群の原形態」『萬葉集の構造と成
立』下「第十章第一節」)。それゆえ「昔年防人歌」は、家持の最
終長歌に付随する形を見せる武蔵国防人歌に付帯したものであ
ると考えられる。

他の諸国防人歌とは形態が異なる、これら武蔵国防人歌や「昔
年防人歌」の在り方は、巻十四の防人歌中に一組存する「問答
歌」(三五六七・三五六八)の中にも求めることができる。

置きて行かば妹はま愛し持ちて行く梓の弓の弓束にもがも
(三五六七)

後れ居て恋ひば苦しも朝獵の君が弓にもならましものを

(三五六八)

この「問答歌」の前歌結句「弓束にもがも」は、妹を側に置きたいという防人の願望であり、次の結句「弓にならましもを」と呼応して武蔵国防人歌が二首一組で並ぶ姿に等しい。諸国八箇国の防人歌の中で、とりわけ武蔵国に男女歌の組合せの見られることは、進上された時点において「昔年防人歌」と同様に両者の歌が混在していたためと考えられる。それゆえ「問答歌」を踏襲した形をとって配列する可能性も生ずる。かように考えれば、駿河国、常陸国、武蔵国防人歌が他国の防人歌とは異なる序列に従った並び方を見ていることも、決して偶然の産物であるということではできない。

諸国防人歌の間には、検校使として難波へ出向いていた家持の長短歌が数次にわたり差し挟まれている。例えば九日の長短歌(四三三一〜三六)が六日と七日の遠江・相模国の両防人歌の間に、十九日の歌(四三九八〜四四〇〇)が六日、七日の防人歌と九日の駿河・上総国の歌、十四日の常陸・下野国の歌、そして十六日の下総国の防人歌の間に位置する。諸国防人歌の内容が家持の長歌詠作の動機として働いていたと考えることは自然であり(吉井巖・山本セツ子氏「家持と防人たちとの出会い」『萬葉集への視角』所収)、家持は蒐集した防人歌を座右に置きながら、日付の順に従って自己の歌を作っていたと考えられる。

かかる状況下で詠作された家持の最終長歌(四四〇八)には、「ははそ葉の 母の命は 御裳の裾 摘み上げ掻き撫で」と、「ちちの実の 父の命は 栲づのの 白ひげの上ゆ 涙垂り 嘆

きのたばく」という母と父の様子が、さらに「若草の 妻も子ども をちこちに さはに囲み居」という妻子の様子が併せて詠まれ、続く短歌には出航の様子が表されている。

家人の齋へにかあらむ平けく船出はしぬと親に申さね

(巻二十・四四〇九)

島陰に我が船泊てて告げ遣らむ使をなみや恋ひつつ行かむ

(同・四四一二)

第四長歌及び短歌は、出立時点での家人との別れに重点を置く第一長歌と、難波から出航する折に母と妻を想起した防人の心情に共感し、望郷の思いを綴る第三長歌、すべての内容を併せ持つ。そしてこのことは、防人歌中に存するそれぞれの長歌の左注表記によっても明らかにされる。

- (1) 右 二月 八日 兵部少輔大伴宿祢家持 (四三三一〜三三三)
- (2) 右 二月十三日 兵部少輔大伴宿祢家持 (四三六〇〜六二)
- (3) 右 十九日 兵部少輔大伴宿祢家持 (四三九八〜四四〇〇)
- (4) 二月廿三日 兵部少輔大伴宿祢家持 (四四〇八〜一二)

左注に「右」とのみ記す場合、範囲が一首の時は直前の歌一首を示すと考えられ、二首以上の場合には、「右二首茨城郡若舍人部廣足」のように限定的に表記される。さらに「右」の文字

の付されていない左注は、例えば進上する各歌を取り纏めた記載である。「二月十六日下総国防人部領使……」として、複数の歌であってもすべてをひとまとまりに捉えていることを意味する。したがって、家持の第四長歌左注の「二月廿三日 兵部少輔大伴宿祢家持」という記載は、それまでの家持長歌が仮に断続していたとしても、編者が主題を等しくする一連の作品として捉えていることを示しているといえよう。

家持の掌中に収められた天平勝宝七歳の防人歌は、二月六日進上の遠江国防人歌から二月廿三日進上の上野国防人歌、および防人と家人の別れを詠む家持の第四長歌までを一連のものとして捉えることが要求される。そこで左注表記をあわせて考察した場合、天平勝宝七歳の防人歌は、父母・妻子との別れを詠む遠江国防人歌（四三二一〜二七）から家持の第四長歌（四四〇八〜一二）までと、後統の妻の歌を併せ持つ武蔵国防人歌と「昔年防人歌」との間に、一線を劃した理解が必要とされるのである。

四

四組の家持長歌の中で第一長歌（四三三二〜三三三）、第三長歌（四三九八〜四四〇〇）、第四長歌（四四〇八〜一二）には、先立つ防人歌に触発された家持自身の望郷の思いが重ねられ、家郷立時から難波津での様子までが表現されている。一方第二長歌では、難波宮に多く船が集まる様が「きこしをす 四方の国より 奉る 御調の舟は 堀江より 水脈引きしつ 朝なぎに 楫引き上り 夕潮に棹さし下り」と表され、賑やかに栄

える様子は「あぢ群の 騒き競ひて」と表現される。これらの難波の景は、家持の第二長歌の直前に存する上総国防人歌十三首中の九首目において「よそにのみ見てや渡らも難波渦」（四三五五）、最後尾には「筑紫辺に船向かる船のいつしかも」（四三五九）と詠まれており、家持長歌での難波の光景が唐突なものではないことが知られる。

もつとも、かような句は「海原を遠く渡りて年経とも」（四三三四）「今替る新防人が船出する」（四三三五）「防人の堀江漕ぎ出る伊豆手船」（四三三六）といった家持の第一長歌に連続する三首の短歌中にも見られ、上総国防人歌はこれらに連なつて配列されたものと推察される。したがって家持は、第一長歌に連続する三首の短歌以降、難波津出航時を詠む防人歌に触れることで、難波に対する家持の気持ちが昂まり、第二長歌の詠作につながっていったといえよう。

進上された防人歌が各防人部領使の恣意的な配列によつて提出されたとは考え難く、また防人歌の左注に「但拙劣歌者不_レ取_二載_一」と記されていることは、拙劣歌が編者の意図によつて除去されていることを示す。あわせて駿河国・常陸国・武蔵国防人歌の配列の変更を勘案すれば、諸国防人歌をきつかけとして家持歌の詠出がなされたのみではなく、家持歌自体が諸国防人歌の序列の変更に働きかけていることができる。

巻十九の「詔に_レ応_レずるために儲けて作る歌」（四二六六）以降、長歌に筆を取ることの無かつた家持が活発に四組の長短歌を作るのも、これらの防人歌によつて家持の創作意欲が刺激されたためであろう。振り返ってみるに、万葉集巻十四の東歌と

その後半部の防人歌の編纂にも、家持が関与していたと推察されている(桜井満氏「巻十四の追補」「万葉集東歌研究」)「成立論」所収、村瀬憲夫氏「万葉集巻十四「防人歌」の編纂」「松田好夫先生追悼論文集 万葉学論攷」所収。また続く巻十五の遣新羅使歌群も「心情的には「妹」を、時間的には「秋」をモチーフとする虚構体」(伊藤博氏「妹と秋」「萬葉集の構造と成立下」第七章第一節 三)として家持によって纏められていたのであろうし、それぞれの歌群は「順序の組み変え新作の補充などが題詞の物語の誇張、全体の構造の文芸化の進展とともに行われた」と捉えられている(吉井巖氏「遣新羅使歌群―その成立の過程―」『萬葉集への視角』所収)。

天平勝宝七歳の諸国防人歌にも、他の防人歌に脈々と流れる東歌の性質が存することは言うをまたない。しかるに編纂者である家持は、家郷を離れる防人の悲嘆を妹(妻)への恋慕のみならず父母との離別の嘆きの中から掬い上げ、諸国防人歌と家持歌の双方の働きかけに従った構成を取ることによって、長大な作品群を構築し得たと考えられるのである。

1 註

1 四三二三の「等伎膳吉」の「膳」は「ト」「下」の何れにも訓めるが、意味上は「時」と(四一六六・六七)と同様、「四季」とに(小学館日本古典文学全集「萬葉集四」)や「季節が変わるごと」に(新潮日本古典集成「萬葉集 五」)と解することが妥当であろう。

2 防人が父母への吏情を吐露したという特徴を有することは、吉野裕氏「父母も」「我が妻もの立場」「防人歌の基礎構造」I第(二)を始めとし、土橋寛氏「古代文学における地方と中央―防人歌を中心として―」

3

「萬葉集の文学と歴史」V)によって指摘されている。さらに、桜井満氏は「防人歌の発想―丈部の歌を中心に―」の中で、防人歌の特色が日本の古文芸に見られる失意の貴公子の放浪と、旅での嘆き・海辺での詠嘆によって構成される、貴種流離譚の発想を有することを述べられる(『万葉集東歌研究』「発想論」所収)。また渡部和雄氏は、防人歌の詠作が神・大君・父母による縦の発想によることを論ぜられているもの(『東歌と防人歌の間』「国語と国文学」第四十九巻八号)、ともに本稿と考察の目的を異にする。

※印を付した防人歌中には、家族を想起したと見られる次の二首がある。

国廻るあとりかまけり行き廻り帰来までに齎ひて待たね
(駿河国・四三三九)

松の木のみ並みたるみれば家人の我を見送ると立たりしもころ
(下野国・四三七五)

前歌は「母か、或は妻に向つての別れの語である」(窪田空穂「萬葉集評釋」四三三九評)と解釈され、「母」と「妻」の何れが家に残っていたかを限定することは困難になる。また、二首目の第三句「家人」についても同様であるため、これら二首は、防人が妹を想起して詠む歌と、母を想起して詠む歌の双方に計上する。

また信濃国防人歌の一首目は、
韓衣裾に取り付き泣く子らを置きてぞ来のや母なしにして
(四四〇一)

というように、防人自身の子供を詠む歌と考えられるため、「その他」の項に収める。

4 武蔵国防人歌の第十首目には「我が背なを筑紫へ遣りて愛しみ於庇波等可奈、あやにかも寝む」(四四二二)とあり、類歌関係の考えられる「昔年防人歌」ではその第四句目が「歡比波登加奈」(四四二八)となっている。そのため、武蔵国の作者は口承されていた歌を詠んだと考えられ、「昔年防人歌」の類句が東国における歌の浸透を示す一例となっていることが知られる。

5 国本治雄氏は、防人歌が民謡的性格の著しい歌群でありながら、国別

に記載され、詠者の名を付している点から集团的連帯感が崩壊し個人意識が作歌に反映した結果であることを述べられる。そしてとりわけ武蔵国防人歌が、他の進歌一般の集团的発想を持ちながらも、問答歌となっていることで、個人意識の固定化を示しているとして、これらの質的な相違を論ぜられている（「防人歌群における「問答」歌の位置」『日本文学誌要』（法政大学）十五号）。

6 松田聡氏は、大伴家持の長歌の内容を防人等への同情を示した歌であると把握された上で、父母を詠む防人歌とともに行路死人歌の発想の応用を示唆される（「家持の防人同情歌―行路死人歌の系譜―」『国文学研究』（早稲田大学）第九集・「防人関係長歌の成立」同一第百十四集）。防人を取り巻く微用状況の苛酷さゆえ、常に死を念頭にしていた防人自身と、実際に旅上で倒れ臥す行路死人の有様とは、重ね合わせることでできるかもしれない。また、行路死人歌が第三者によって詠まれている点において、防人歌群中の家持長歌との間に共通性を見出すことも不可能ではない。しかるに、防人歌が当事者の作であることを考慮すると、ただちに行路死人歌の系譜に組み入れることは躊躇される。

7 第三長歌の直前に存する三首の短歌（四三九五〜九七）左注には、二月十七日と詠作月日が記される。ところが、次の長歌では月が明記されずに日にちのみの記載となっている。このことはとりもなおさず直前の三首の短歌と長歌が連続する意識のもとに形成されていたことを示している（拙稿「防人検校時の家持歌」『日本語と日本文学』十七号）。

8 家持の第三長歌および短歌（四三九八〜四四〇〇）の直後には廿二日進上の信濃国防人歌がある。後接する家持短歌では、それぞれ「鶴が音の悲しき宵は国辺し思ほゆ」（四三九九）や「家思ふと寐を寝ず居れば」（四四〇〇）という家郷と家に対する慕情が詠まれ、続く信濃国防人歌では、

韓衣裾に取り付き泣く子らを置きてぞ来のや母なしにして

（四四〇一）

ちはやぶる神のみ坂に幣奉り齋ふ命は母父がため

（四四〇二）

のごとく、家に残る子と父母が詠まれている。したがって家持の三組目の長短歌と信濃国防人歌の場合にも、防人歌の序列と歌の内容の両面か

ら連続した流れを読み取ることができる。

9 本稿で述べる防人歌編纂における家持の関与は、防人歌の詞句を変えたり、防人部領使が進上した際の諸事項の記載を書き改めることを考察の対象とするわけではない。ただし森淳司氏が末四巻の日記的歌巻中に、家持の伝聞した歌々が忠実に記されていることよって、天平勝宝七歳の防人歌の場合も同様、進上された歌々の取捨選択はしながらも、採択した歌やそれに付随する諸事項をそのまま転載した（諸国防人歌の進上）「語文」（日本大学）第八十八輯）という見解は首肯される。

〈付記〉

本稿を成すにあたり、芳賀紀雄先生の御指導を賜りましたことを篤く御礼申し上げます。

（あべりか 聖徳大学短期大学部非常勤講師）